

4月からの国民健康保険税の特別徴収(年金控除)について

年金から国民健康保険税を天引きさせていただいている方

※平成27年度中に75歳になられる方、平成26年度の途中で65歳未満の世帯員が国保に加入された方は、特別徴収の対象者とならないため、平成27年度は普通徴収(現金納付または口座振替)で国民健康保険税をお支払いいただくことになります。また、ご自身が国民健康保険に加入されていない世帯主(擬制世帯主)の方も普通徴収です。お支払い忘れにご注意ください。

●平成27年2月の年金から国民健康保険税をお支払いいただいた方

国保資格の異動がなかった方や口座振替での納付を選択されていない方については、引き続き、2月の特別徴収額と同じ額を平成27年4月・6月・8月の年金から特別徴収(仮徴収)させていただきます。

●平成26年4月2日から10月1日までの間に65歳になられた世帯主の方 および美波町に転入された世帯主の方

下記①②の条件をどちらも満たしており、口座振替での納付を選択されていない世帯主の方は、原則平成27年4月の年金から特別徴収(仮徴収)が始まります。特別徴収の金額は、平成26年度の年税額から計算した金額になります。

<特別徴収の対象となる方>

- ①4月1日現在において、世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方
※ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます。
- ②年額18万円以上の年金を受給している方(複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく、1つの年金で18万円以上であること)。
※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の1/2を超える場合は対象となりません。

※平成26年10月2日以降に65歳になられた世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方で、上記①②の条件をどちらも満たす場合は、原則平成27年6月から順次特別徴収の対象者となります。

4月から特別徴収の対象となる方には、4月の年金支給時まで、仮徴収期間(4・6・8月)の仮徴収額を記載した「仮徴収のお知らせ」をお送りします。

○4月・6月・8月の仮徴収期間中に特別徴収した金額が、7月に確定する年税額を上回る場合は差額分を還付させていただきます。